

尼崎市教育振興基本計画

2020－2024

令和2年3月

尼崎市教育委員会

目次

第1部	基本理念	2
1	教育の基本方針	3
2	教育を通じて目指す人間像	5
3	教育委員会、学校園、家庭、地域社会の役割	6
4	計画の構成	7
第2部	各論	10
1	就学前教育	11
2	義務教育	13
3	高等学校教育	17
4	豊かな心の育成、いじめ防止	19
5	不登校対策	21
6	特別支援教育	23
7	教育環境の整備	25
8	教員の育成・勤務環境の整備	29
9	学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実	31
10	文化・教養・スポーツ施設を活用した教育の提供	33
	資料編	36

第 1 部 基本理念

1 教育の基本方針

これまで本市では、学力や生徒指導など教育における多くの課題に対して様々な取組を行ってきた結果、学力や学習環境の面で着実に改善が進んでいます。

しかしながら、私たちを取り巻く社会は急速に変化しており、グローバル化、人工知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新への対応、また身近な環境では、地域コミュニティの弱体化など、新たな課題も生じています。

これからの子どもたちは、このような新たな困難や課題に直面しながら、それを乗り越えて、未来社会を創っていくという重要な役割を担っています。

そのためには、一人ひとりが、社会の変化に受け身ではなく主体的かつ柔軟に他者と協働しながら対応していく力、知識や技能を活用して解決していく力、持続可能な新しい社会を創造する力を身に付けることが、今の教育に求められています。

「教育は未来への先行投資である」という認識を共有し、今後5年間の教育行政の方向性を定めた、この計画に基づき、以下の3つの柱を基本に据えながら、教育行政を計画的に進めていきます。

1 「未来志向の教育」

これまでに蓄積された客観的なデータなどエビデンスを踏まえた学力や非認知能力の向上に向けた取組、学校現場の ICT 環境整備など、私たちがこれまで築き上げてきた教育環境を土台として、変化に柔軟に対応し、子どもたちがこれからの社会を生き抜くことができるよう、未来を見据えた教育に取り組みます。

2 「個の尊厳や人権の尊重」

持続可能な未来社会の形成には、個の尊厳や人権が尊重されることが不可欠であり、多様性を受容し他人の気持ちが分かる児童生徒の育成、子どもの育ち支援センターにおける取組やインクルーシブ教育システムの展開など、児童生徒一人ひとりに寄り添った教育に取り組みます。

3 「家庭・地域社会との連携（子どもの視点に立った教育）」

子どもはその成長過程において、学校園のみならず、地域社会の中で育ち、また、社会福祉など様々な領域と関わります。教育委員会及び学校園は、「子どもの視点」に立ち、地域学校協働活動などを通じて、家庭・地域社会と連携をしながら、一体となった教育に取り組みます。

2 教育を通じて目指す人間像

目標や希望を持ち 生涯を意欲的に生き抜くことができる人

社会が急激に変化する中においても、心身ともに健康で、それぞれの年代に応じた目標や希望を持ち、その実現に向けて失敗してもそれを乗り越え、粘り強くチャレンジするなど、生涯を意欲的に生き抜くことができる人。

人の気持ちや立場を尊重し 互いに協働・協力できる人

一人ひとりの人間は、かけがえのない存在であり、その尊厳や人権を尊重し、一人ひとりの個性・能力を大切に、互いに協働・協力することができる人。

多様な他者と協働して 主体的に地域社会に関わる人

地域社会の構成員の一人として主体的に地域社会に関わり、学校園・家庭・地域社会など多様な他者との協働や多世代交流を通じて、地域への誇りや愛着を育むとともに、互いに支え合う社会を築くことができる人。

3 教育委員会、学校園、家庭・地域社会の役割

(1) 教育委員会の役割

教育委員会は、社会が期待する教育などを踏まえた基本的な方針を定め、今後の目指す方向性を示すとともに、それらの教育・学習活動を支え、学校園・家庭・地域社会が一体となった教育・学習活動が促進されるよう努めます。

(2) 学校園の役割

学校園は、基本的な方針を踏まえ、校園長のリーダーシップの下、社会が期待する教育を展開する主役として、教育委員会と連携し、家庭・地域社会と一体となった教育活動に努めます。

(3) 家庭・地域社会の役割

家庭・地域社会は、自らも生涯にわたって学び続け、また自らの学びを学校園や地域社会へと循環させることで地域社会の活性化に努めるとともに、教育・学習活動への積極的な参画により、学校園を含めた三者がそれぞれの教育力を発揮し、地域ぐるみで子どもの育ちの支援に努めます。

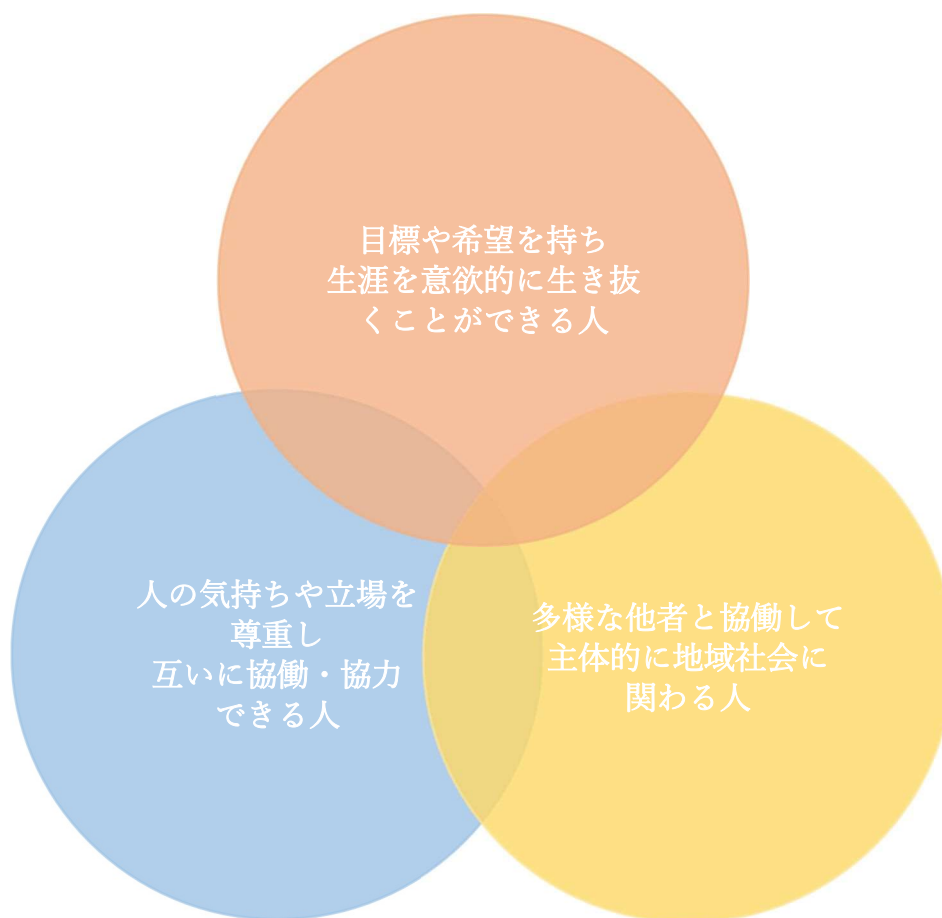
4 計画の構成

教育の基本方針

未来志向の教育

個の尊厳や人権の尊重

家庭・地域社会との連携（子どもの視点に立った教育）



教育委員会

基本的な方針を定め、今後の目指す方向性を示すとともに、学校園・家庭・地域社会が一体となった教育・学習活動が促進されるよう努めます。

学校園

基本的な方針を踏まえ、校園長のリーダーシップの下、家庭・地域社会と一体となった教育活動に努めます。

家庭・地域社会

自らも生涯にわたって学び続け、地域社会の活性化に努めるとともに、地域ぐるみで子どもの育ちの支援に努めます。

1 就学前教育 (P.11~)

- ・幼児期に求められる5領域に係る教育の一層の充実による後伸びする力や生きる力の基礎の育成
- ・就学前教育を取り巻く状況を踏まえ、保育所や認定こども園なども含めた就学前教育のあり方の検討、公立施設の役割の整理の実施

2 義務教育 (P.13~)

- ・全国学力・学習状況調査、あまっ子ステップ・アップ調査、尼崎市学びと育ち研究所の研究の結果などを踏まえ、指導力の向上を図り、確かな学力を保証
- ・全国平均や他者との比較だけでなく、児童生徒一人ひとりの成長に着目し、自己肯定感を醸成

3 高等学校教育 (P.17~)

- ・市立高等学校3校それぞれの特色、普通科、体育科、ものづくり機械科、電気情報科、商業学科それぞれの特徴を踏まえた、高等学校教育の一層の充実
- ・これからの社会において共通して求められる、自ら考え、判断し、表現する力の育成

4 豊かな心の育成、いじめ防止 (P.19~)

- ・多様性を受容し、相手の気持ちになって考えることができる、他人の気持ちが分かる児童生徒の育成
- ・いじめはどこでも起こるものとして、予防・対処できる教育の実施、自身も仲裁者になることができる力の育成
- ・深刻ないじめ等が発生した場合に、被害者に寄り添った丁寧かつ適切な対応ができる体制の整備

5 不登校対策 (P.21~)

- ・不登校にならないようにするための学校づくり、不登校児童生徒の学校外の居場所、学習環境の確保や親への支援、子どもの育ち支援センターとの連携などによる支援
- ・児童生徒の抱える困難に応じた支援策の実施

6 特別支援教育 (P.23~)

- ・様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となる特別支援教育の実現
- ・合理的配慮の提供と、その基礎となる環境整備に取り組み、児童生徒の実態に応じて、多様な学びの場で適切な教育を受けることができるよう、インクルーシブ教育システムを展開

7 教育環境の整備 (P.25~)

- ・全市的な公共施設マネジメントの基本方針を踏まえた、学校園施設の適切な維持管理の推進
- ・各学校園が児童生徒や地域のニーズに応じて、柔軟に教育環境を整えることができる環境づくり
- ・積極的なICTの活用など、未来社会を生きるための資質や能力が身に付けられる環境の実現

8 教員の育成・勤務環境の整備 (P.29~)

- ・教員一人ひとりのキャリアプランを踏まえた幅広い研修体系の構築による計画的な人材育成、バランスの取れた人事配置の実施
- ・教員が児童生徒と向き合う業務に一層注力することができる環境の整備

9 学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実 (P.31~)

- ・地域学校協働活動をきっかけとした、学びの活動の輪が広がり、循環する仕組みづくりの推進
- ・生涯学習プラザなどと連携し、市民それぞれに適した学びを通じた、人づくり、つながりづくり、地域づくりの推進

10 文化・教養・スポーツ施設を活用した教育の提供 (P.33~)

- ・まちの魅力向上やシビックプライドの醸成、学ぶ機会の創出、生涯を通して学び、スポーツに親しめる環境づくり
- ・地域の歴史、読書、スポーツに親しむ機会の提供

第1部 基本理念

教育を提供する立場としての「教育の基本方針」、この方針を踏まえた「教育を通じて目指す人間像」、これらを実現するための「教育委員会、学校園、家庭・地域社会の役割」を記載しています。

第2部 各論

基本理念の内容を実現するための具体的な取組について、成長段階に応じた取組の「就学前教育」「義務教育」「高等学校教育」と、すべての成長段階に応じて必要な取組の「豊かな心の育成、いじめ防止」「不登校対策」「特別支援教育」「教育環境の整備」「教員の育成・勤務環境の整備」「学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実」「文化・教養・スポーツ施設を活用した教育の提供」に分けて記載しています。

また、各論ではそれぞれ次の内容を記載しています。

1 これまでの成果と課題

これまで教育分野で取り組んできた内容とその成果や課題について、グラフなどを交えて記載しています。

2 今後の取組方針

(1) 将来の目指す姿

基本理念やこれまでの取組の成果と課題を踏まえて、それぞれの項目で長期的な展望に立って目指す姿を記載しています。

(2) 近年の新たな取組

将来の目指す姿の実現に向けて、主に令和元年度から開始した取組を記載しています。

(3) 計画期間の早期に実現を目指す取組

将来の目指す姿の実現に向けて、計画期間である5年間のうち、1・2年目までの実施を目指す取組を記載しています。

(4) 計画期間内に実施を目指す取組

将来の目指す姿の実現に向けて、計画期間である5年間のうち、主に3・4・5年目での実施など、計画期間内での実施を目指す取組を記載しています。

また、着手が1・2年目であっても、準備期間等が必要で実施が3・4・5年目となる取組についても記載しています。

計画の推進にあたって

本市では、各年度の取組状況を振り返り、事業の見直しや新たな政策立案につなげるための施策評価を実施しています。

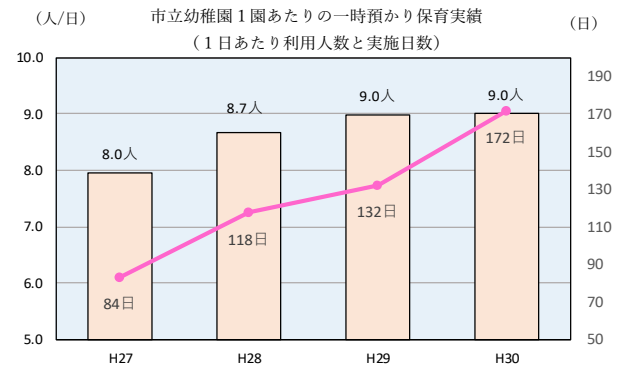
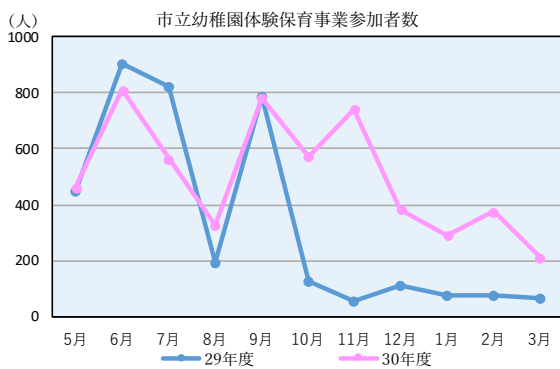
この施策評価の機会を捉え、適切にPDCAサイクルを回すとともに、国や県の動向、社会の変化に柔軟に対応し、計画に基づく教育行政を推進していきます。

第 2 部 各論

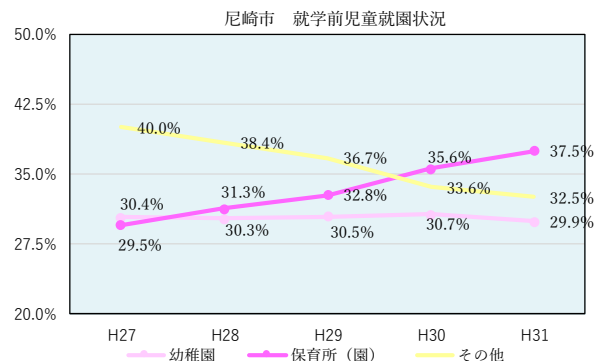
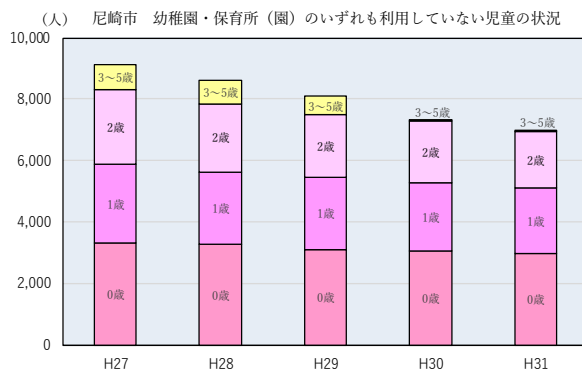
1 就学前教育

1 これまでの成果と課題

- ・ 幼児期と児童期の滑らかな接続を図るため、モデル10地区の「幼保小連携推進事業」や全公立幼稚園での「市立幼稚園体験保育事業」などを実施し、多数の幼児・児童・保護者に参加していただいています。
- ・ 近年の共働き世帯の増加等の社会情勢を踏まえ、「市立幼稚園一時預かり事業」の夏季休業日における実施日数の増や預かり時間の延長など、ニーズに応じた拡大に取り組んでいます。
- ・ 臨床心理士資格や教員免許を有する特別支援教育相談員を配置し、各幼稚園の巡回相談や地域の未就園児を含む保護者の相談に応じるなど、発達に関する専門機能の強化に取り組んでいます。



- ・ このように公立幼稚園では様々な質や魅力の向上策に取り組んでいますが、近年の社会経済情勢下においては、3歳までにいずれかの就園先を決定しており、また年々、家庭内での保育の割合が減少し、保育所（園）を利用する就学前児童の割合が増えてきています。
- ・ 令和元年10月には幼児教育の無償化が始まるなど、就学前教育を取り巻く状況やニーズが急激に変化する中、公立幼稚園の役割等、今後の就学前教育のあり方を検討する必要があります。



2 今後の取組方針

(1) 将来の目指す姿

- ・ 就学前教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、幼児期に求められる5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）に係る教育の一層の充実により、後伸びする力や生きる力の基礎などを育みます。
- ・ いわゆる小1プロブレムⁱⁱなどの課題が起こることのないよう、アプローチ・スタートカリキュラムの充実により、幼保小の一層の円滑な接続を目指します。
- ・ 少子化や幼児教育の無償化など、就学前教育を取り巻く状況を踏まえ、保育所や認定こども園なども含めた就学前教育のあり方を検討する中で、公立施設の役割の整理に取り組みます。

(2) 近年の新たな取組

- ・ 私立幼稚園の参加促進など、幼保小連携の一層の推進に向けた地区別の情報交換会の実施
- ・ 保護者ニーズを踏まえた「市立幼稚園一時預かり事業」の通年実施
- ・ 就学前教育における特別支援教育の充実に向け、これまでの座学の研修に加え、あまよう特別支援学校を会場とした実地研修を実施
- ・ 特別な支援が必要な就学前児童に対して、子どもの育ち支援センターにおける発達相談支援との連携、学校園間での円滑な引継ぎにより、成長段階に応じた切れ目のない支援を実施

(3) 計画期間の早期に実施を目指す取組

- ・ 「幼保小連携推進事業」の全市展開・地域の状況に応じた特色化
- ・ 就学前教育、小学校教育それぞれが求める教育内容を踏まえた、アプローチ・スタートカリキュラムの一層の充実に向けた改訂
- ・ 就学前の子どもを持つ保護者が1人で悩みを抱えることのないよう、就学前における保育の体験、保護者同士の交流や悩みを相談できる場の充実
- ・ 保護者のニーズ、特別支援教育の充実など、公立施設としての役割を踏まえた、公立幼稚園の認定こども園化、3年保育の実施、幼保連携の観点からの機能整理、公立幼稚園の再配置など、今後の就学前教育のあり方の検討
- ・ 「就学前の子どもの教育・保育についての基本的な考え方」（平成26年12月尼崎市・尼崎市教育委員会）や、平成30年度から施行された幼稚園教育要領を踏まえた、就学前教育の質の向上に向けた研修体制の構築

(4) 計画期間内に実施を目指す取組

- ・ 今後の就学前教育のあり方の検討を踏まえた、施設・設備・備品や教員研修の充実など、具体的な施策の実施による就学前教育の質の向上

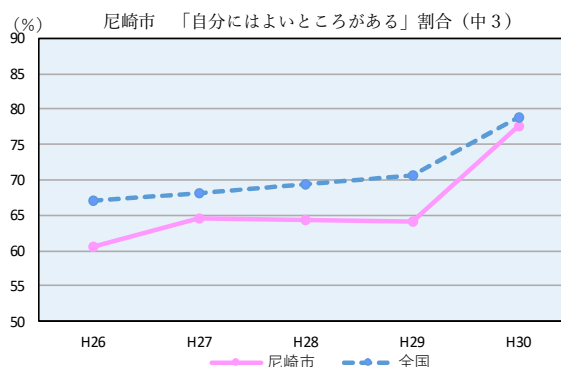
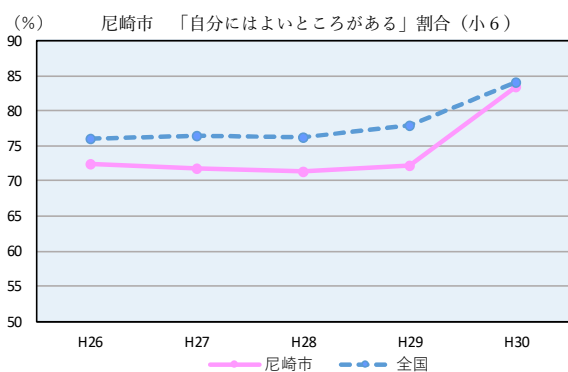
ⁱ 幼児教育は、目先の結果のみを期待しているのではなく、生涯にわたる学習の基礎をつくること、「後伸びする力」を培うことを重視しています。また、知識や技能に加え、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」や「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康・体力」からなる、「生きる力」の基礎を育成する役割を担っています。

ⁱⁱ 子どもが十分な社会性を身につけることができないまま小学校生活に入ること、精神的にも不安定さを持ち、周りの子どもとの人間関係をうまく構築できず、集団生活になじめないなどの課題が生じていること。

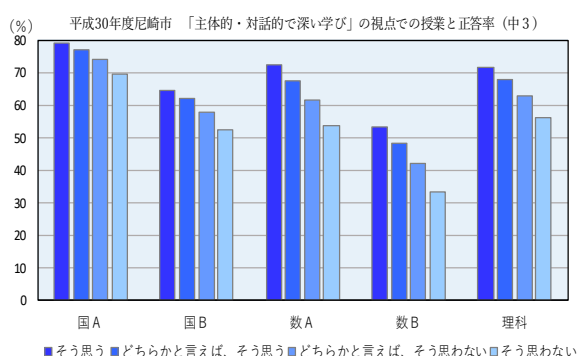
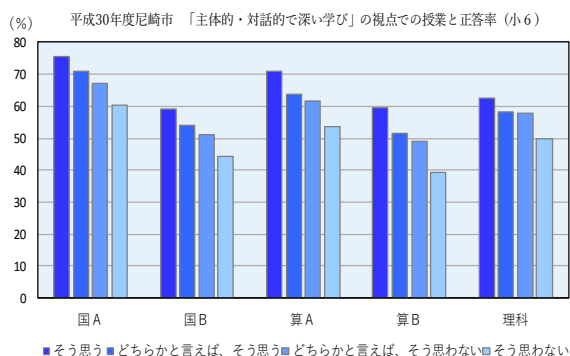
2 義務教育

1 これまでの成果と課題

- 各教科等の授業に加え、音楽会や図工展・美術展など、児童生徒一人ひとりの個性や能力に応じた発表の場の確保、自然学校をはじめとする体験活動やキャリア教育などに取り組み、成果を教員の間で共有するなど、活動の一層の充実を図っています。
- 全国学力・学習状況調査で「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の割合は増加傾向にあります。児童生徒一人ひとりが生き生きと学校生活を送ることができるために必要な基礎となる、これらの自尊感情や自己肯定感の醸成を大切にした教育に引き続き取り組んでいく必要があります。

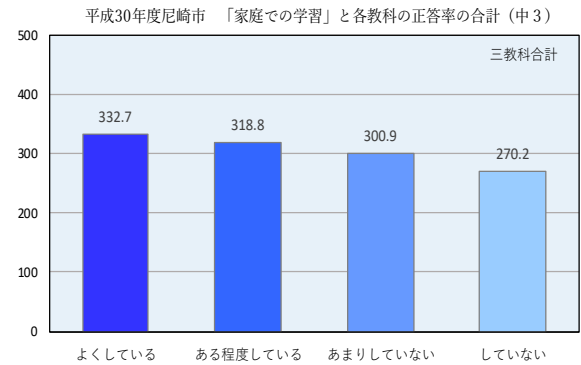
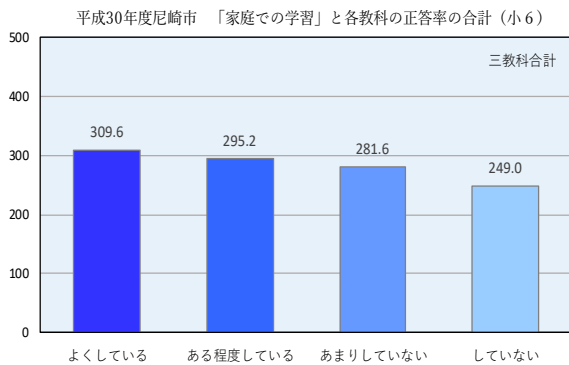
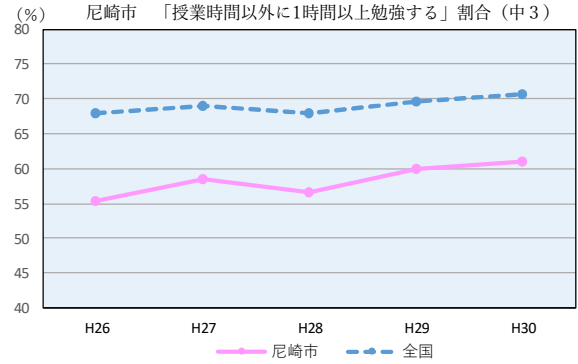
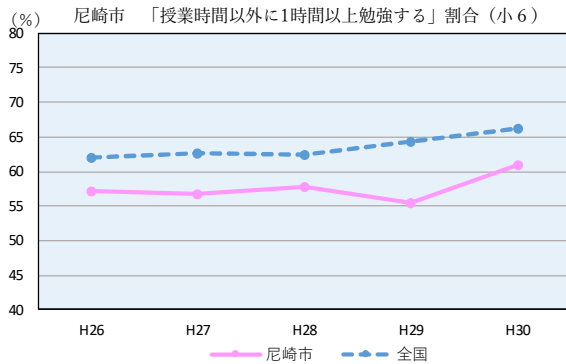


- アクティブ・ラーニング推進校（小学校 15 校、中学校 10 校）の公開授業やモデル事業の研修成果の発信等により、全国学力・学習状況調査で「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」と答えた児童生徒の割合が増加傾向にあります。
- 「主体的・対話的で深い学び」は、「学びに向かう力の涵養」、「思考力等の育成」や「知識・技能の習得」などに繋がることから、各学校で「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が図られるように取り組む必要があります。



※アンケート項目における、「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していた」「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」をそれぞれ回答した内容を点数化して合計したものを4区分に分類し、それと正答率の平均を比較したものを。

- 全ての小・中学校が各学校独自に放課後学習に取り組むとともに、授業補助支援（小・中学校33校、1校あたり年間180時間）等を通して、学習習慣の定着が徐々に進んでいるものの、全国学力・学習状況調査で全国と比べると差がみられる状況にあります。学習習慣の確立と正答率には相関関係が認められることから、学習習慣の定着に向けた、きめ細かなフォローに取り組む必要があります。



※アンケート項目における、「家で、自分で計画を立てて勉強をしている」「家で、学校の宿題をしている」「家で、学校の授業の予習・復習をしている」「予習・復習やテスト勉強などの自学自習において、教科書を使いながら学習している」をそれぞれ回答した内容を点数化して合計したものを4区分に分類し、それと三教科（国A・B、算（数）A・B、理科）の平均正答率の合計を比較したもの。

- 児童生徒の体力・運動能力面では、教員研修や授業研究などを行い、体育授業の改善に努めていますが、全国や兵庫県の平均と比較すると、走・跳・投・柔軟性・持久力に課題が見られることから、体力、運動能力、運動意欲の向上に取り組む必要があります。

2 今後の取組方針

(1) 将来の目指す姿

- ・ 多様性を受容し、思いやりに満ちた人間関係が構築でき、社会と積極的に関わることができる、豊かな心の育成を目指します。
- ・ 全国学力・学習状況調査結果のほか、本市独自の取組である、あまっ子ステップ・アップ調査や尼崎市学びと育ち研究所の研究の結果を踏まえ、本市教育の傾向などを分析し、「尼崎市版授業改善の視点」を絶えず見直すなど、指導力の向上を図り、確かな学力の保証を目指します。
- ・ 学力・体力向上の面では、全国平均や他者との比較だけでなく、児童生徒一人ひとりの成長に着目し、自己肯定感の醸成、困難な課題に対しても、チャレンジできる力の育成を目指します。

(2) 近年の新たな取組

- ・ 科学的根拠に基づく政策立案につなげるため、全国学力・学習状況調査やあまっ子ステップ・アップ調査の結果の整理・分析、これらと連携した尼崎市学びと育ち研究所における研究を実施
- ・ 教育委員会事務局内の「授業改善・学力保証推進チーム」による、1学期に1回以上の全小・中学校訪問、具体的な支援や助言
- ・ 主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の実現に向けた授業改善の実施
- ・ 平成31年2月に示した「尼崎市版 授業改善の視点（第1版）」の各学校での実践
- ・ 「基礎学力の底上げに向けた方針」に基づく、全小学校での毎日の帯学習ⁱⁱ、全小学校統一での週1回以上の放課後学習の実施
- ・ 同室複数による授業補助支援や放課後等の学習支援を行う学習支援員（全小・中学校、1校あたり年間750時間）やそだち指導補助員（小・中学校25校）の配置による個のサポートの拡充
- ・ 観察・実験等を通じた体験的・問題解決的な発展学習の実施や、民間教育事業者との連携など、新しい教育手法の実験的導入



「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業の様子

(3) 計画期間の早期に実施を目指す取組

- ・ 「授業改善・学力保証推進チーム」による指導・助言サイクルの継続実施を踏まえた「尼崎市版 授業改善の視点」のバージョンアップ
- ・ 自己肯定感や未来に向かうモチベーションを育むため、キャリア教育の充実やきめ細かなステップでの評価機会の設定などをまとめた「中学校版学力向上の手引き」の作成
- ・ 基礎学力向上等を目的とした短時間学習における定期的な定着度の確認の実施
- ・ 新学習指導要領への対応に向けた、ALTⁱⁱⁱの配置、英語コミュニケーション力調査導入など、外国語教育環境の整備
- ・ 児童生徒の体力・運動能力の実態を的確に掴むため、全小・中学校での新体力テストの実施
- ・ 児童生徒や教員への体力・運動能力向上に向けた指導を行う運動指導員の全小学校への派遣
- ・ 各種教育施策の成果と課題を踏まえ、限られた授業時間数の中での、より効果的なカリキュラムへの見直し

(4) 計画期間内に実施を目指す取組

- ・ 学力・生活実態調査やあまっ子ステップ・アップ調査の結果の分析、これらと連携した尼崎市学びと育ち研究所における研究を踏まえた、「知・徳・体」のバランスのとれた施策の実施
- ・ 児童生徒個々人の習熟度に合った課題の出題などができるデジタル教材の活用
- ・ 本市の児童生徒の状況や先進自治体の取組を踏まえた、さらなる外国語教育の充実
- ・ 学校教育のすべての機会を実施可能な体力向上の取組をまとめた「(仮称)あまっ子体力向上プラン」を策定するなど、児童生徒の体力・運動能力の向上に向けた取組(運動ドリル、種目別ウォーミングアップ、伸ばしたい力別運動など)
- ・ 民間教育事業者との連携など、実験的に導入した新しい教育手法の特徴や成果と課題を踏まえた教育施策の展開

ⁱ 自分に対する肯定的な意識のことで、日本の子ども達の自己肯定感は諸外国に比べ低い状況にあります。

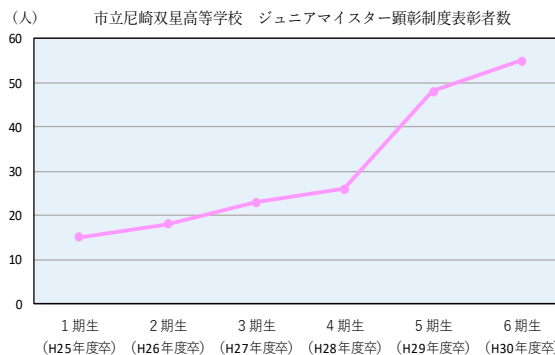
ⁱⁱ 程度の短い時間を単位として繰り返し教科指導を行う短時間学習。

ⁱⁱⁱ 外国語指導助手。Assistant Language Teacher の略。

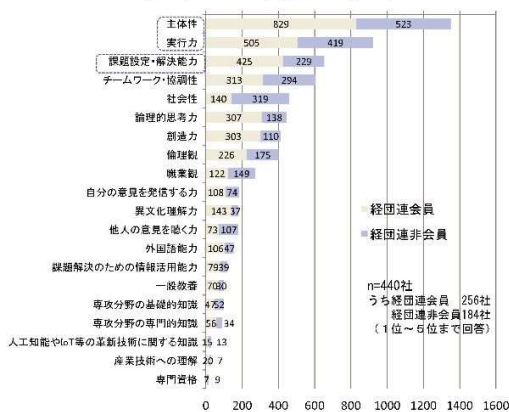
3 高等学校教育

1 これまでの成果と課題

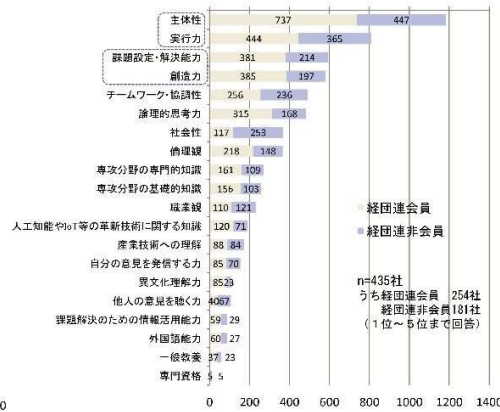
- 市立尼崎高等学校、市立尼崎双星高等学校の普通科においては、放課後、土曜日や長期休業期間中に補習学習を行うなど、生徒の学力向上と希望する進路の実現に向けた取組を進めています。
- 市立尼崎高等学校の体育科においては、各教諭の専門性を活かした授業や外部講師などによる特別講義を実施し、競技力の向上や将来的に指導者として社会に貢献できる人材の育成に取り組んでいます。
- 市立尼崎双星高等学校の専門学科（ものづくり機械科、電気情報科、商業学科）においては、例えばジュニアマイスター顕彰制度表彰者数が増加傾向にあるなど、それぞれの特徴に応じた取組が着実に成果を上げています。また、音楽類型においては、レッスン室などの恵まれた環境の中、専門講師のレッスンなどを行い、音楽を通して豊かな人間性の育成に取り組んでいます。
- 市立琴ノ浦高等学校においては、2年生から普通・商業・工業機械・工業電気の4つの系列を設置し、生徒の進路希望などに応えるためのカリキュラムの提供に取り組むとともに、生徒が抱える課題に応じて、就職支援を行うジョブサポート、基礎学力定着のためのスタディーサポート、心の悩みなどをケアするメンタルサポートといった、きめ細かな支援を行うことで、卒業後の経済的自立などにつながるよう、取組を進めています。
- 社会の急速なグローバル化の進展の中、新学習指導要領において、英語教育の一層の充実が求められており、本市においても中高生を対象に、英語力の向上と自ら学習する意欲を高めるための英語検定の検定料補助や、実践的英会話能力の向上を図るための海外語学研修を実施しています。
- 大学入試では、思考力・判断力・表現力・学びに向かう力も重視され、選抜に使う材料が多様化しているほか、民間企業においても、「自ら課題を設定し主体的に解を見出す能力」、「自らの意見を論理的に発信する力」、などが求められており、これらに対応する高等学校教育に取り組む必要があります。



【図1-1】学生に求める資質、能力、知識(文系)



【図1-2】学生に求める資質、能力、知識(理系)



出典：一般社団法人 日本経済団体連合会

「高等教育に関するアンケート」主要結果 (実施期間 2017年12月8日～2018年2月8日)

2 今後の取組方針

(1) 将来の目指す姿

- ・ 市立の高等学校として求められる役割、市立高等学校 3 校のそれぞれの特色、普通科、体育科、ものづくり機械科、電気情報科、商業学科それぞれの特徴を踏まえた、高等学校教育の一層の充実を目指します。
- ・ 私たちを取り巻く社会経済が大きな変革を迎える中、これから社会に出る生徒が新たな時代を豊かに生き抜くことができるよう、これからの社会において共通して求められる、自ら考え、判断し、表現する力を育む高等学校教育を目指します。

(2) 近年の新たな取組

- ・ 中高生を対象にした、英語検定の検定料補助対象者数を 2,000 人から 2,500 人に拡大
- ・ 自分で考え、判断し、表現し、実際の社会で役立てる力を育むため、民間企業等と連携した課題解決型学習ⁱを実施

(3) 計画期間の早期に実施を目指す取組

- ・ 普通教室へのネットワーク環境構築による、高等学校教育の情報化の推進
- ・ 市立の高等学校として、より一層地域社会と連携したカリキュラムの推進や、地域社会を担う人材の創出を目指した取組の推進
- ・ 特別な支援を要する生徒が、学習、生活上の困難を克服し、卒業後の経済的自立などにつながるよう、市立琴ノ浦高等学校において通級指導を実施
- ・ 一層の実践的英会話能力の向上を図るため、海外語学研修の実施内容の改善

(4) 計画期間内に実施を目指す取組

- ・ 生徒、保護者、社会などの教育ニーズを踏まえた、市立高等学校 3 校のさらなる特色化の推進
- ・ 中学校・高等学校の生徒や教員間における連携した取組の実施

i 課題解決型学習のイメージ

STEP 1

動画などにより、企業の事業内容や理念、文化や魅力を確認し、生徒が課題解決の題材となる企業、共に取り組むグループを決定する。

STEP 2

選択した企業がどのような活動をしているのか、インターネットの調査やフィールドワークなど、自分たちの目と足を使って情報の収集に取り組む。

STEP 3

選択した企業から、理念などを反映した、答えのない倫理的な課題を受け取り、その解決に向け、グループで意見を出し合って企画をまとめあげていく。

STEP 4

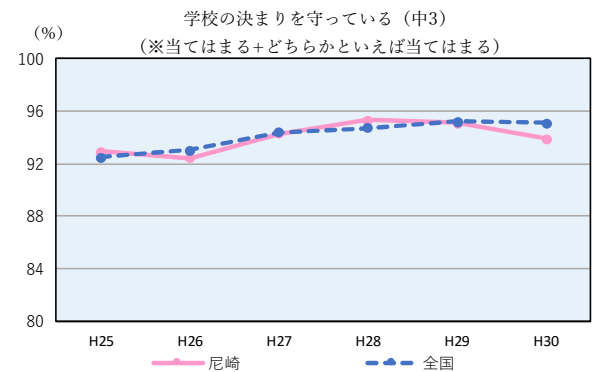
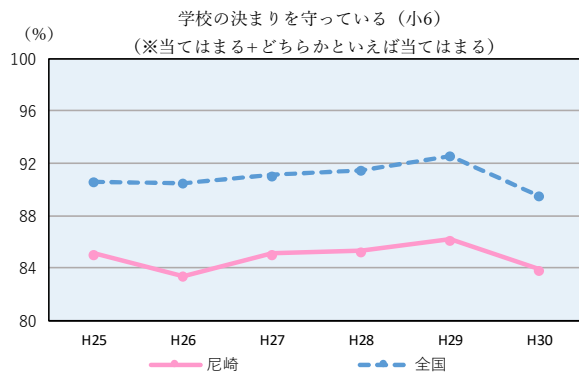
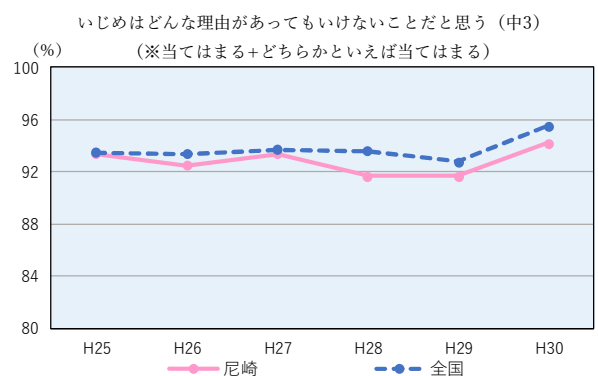
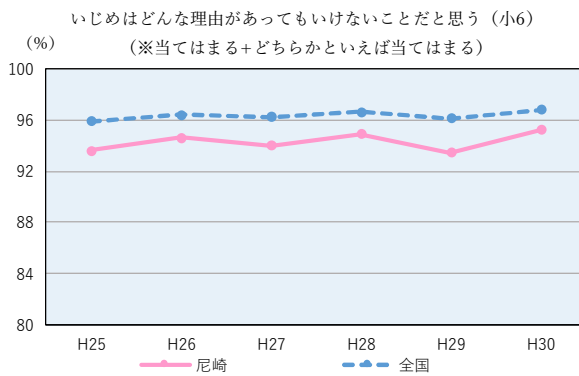
グループの企画を、効果的に人に伝えることができるよう、構成や演出を考え、グループメンバーの互いの力を合わせてプレゼンテーションし、生徒同士での審査を踏まえた振り返りを行う。

これらを通じて、自分で考え、判断し、表現し、実際の社会で役立てる力を育む

4 豊かな心の育成、いじめ防止

1 これまでの成果と課題

- これまで「生命を尊重する心」と「規範意識」の育成のため、道徳の授業の向上に向けた教員研修、児童生徒・保護者・地域社会に向けた講演会や道徳の公開授業の実施など、道徳教育の充実に向けた様々な取組を実施しています。
- 国際化の進展に伴う外国人児童生徒の全国的な増加や、様々な困難を抱える児童生徒へのきめ細かな支援の必要性など、児童生徒を取り巻く環境がますます多様化する中、「特別の教科道徳」の全面実施などの機会も捉え、多様性を受容し思いやりに満ちた人間関係を構築できる、豊かな心の育成の一層の充実に取り組んでいく必要があります。



- 生徒指導担当教員間の情報交換や連携、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなども含めた学校全体での取組の推進により、小・中学校とも問題行動件数は減少傾向にありますが、近年は携帯電話・スマートフォンの普及などにより、問題行動が顕在化しにくい傾向にあります。
- 生徒指導上の課題の兆候を早期に気付けるよう、教員・学校の感度を上げるとともに、児童生徒の社会力の育成に引き続き取り組んでいく必要があります。
- いじめは重大な人権侵害であるという強い認識を持ち、いじめ重大事態における第三者委員会からの調査報告を受けた再発防止策を確実に実施することにより、児童生徒が安全・安心して過ごすことができる教育環境の確保に取り組む必要があります。

2 今後の取組方針

(1) 将来の目指す姿

- ・ 多様性を受容し、相手の気持ちになって考えることができる、他人の気持ちが分かる児童生徒の育成を目指します。
- ・ いじめはどこでも起こるものとして、予防・対処できる教育、児童生徒自身も傍観者ではなく仲裁者になることができる力の育成を目指します。
- ・ 互いの考えを出し合える児童生徒の関係の構築、意見を言う力と聞く力の育成を目指します。
- ・ いじめの「重大事態」に該当するような深刻ないじめ等が発生した場合に、被害者に寄り添った丁寧かつ適切な対応ができるよう、学校園及び教育委員会の体制を整えます。

(2) 近年の新たな取組

- ・ いじめの問題など、困難な問題に主体的に対応することができる力の育成などを目指した「特別の教科道徳」の全面実施（小学校平成 30 年度、中学校令和元年度）、国際化の進展など児童生徒を取り巻く環境の変化を踏まえた内容の充実
- ・ 他者への影響を考え人権を尊重し行動に責任を持つこと、情報を正しく安全に利用することなどを学ぶため、通信事業者等と連携した「情報モラル教育講座」を実施
- ・ 子ども同士や子どもと大人の間で相談する・されるためのスキルを身に付ける自殺予防教育プログラム「GRIP」のモデル実施
- ・ 児童生徒が安心して報告・相談できる環境を整え、いじめの早期発見や未然防止を図るため、匿名報告アプリ「STOPit」の全中学校への導入
- ・ 教員・学校がいじめを早期に気付くことができるようにすることを目的とした、管理職等を対象とする実践型研修や、全教職員に対する校内研修の実施など、研修内容の拡充
- ・ いじめの兆候に早期に気付けるよう、定期的（各学期に 1 回）なアンケート調査の実施及び迅速な確認・対応体制の整備
- ・ 重大事態が発生した際の「危機管理マニュアル」の策定
- ・ 教員向けいじめ問題に係るリーフレット、各家庭向けいじめ問題に係るリーフレットの作成
- ・ 学校園で起こる生徒指導上の課題へ適切に対応するとともに、教職員の負担軽減のため、弁護士等の専門家による相談体制を充実

(3) 計画期間の早期に実施を目指す取組

- ・ 専門的知識を有する支援員による出前授業の実施から児童生徒による主体的なスマホルール作りの導入へ繋げるなど、情報モラル教育の一層の充実に向けた取組の実施
- ・ 自殺予防教育プログラム「GRIP」のモデル実施の成果と課題を踏まえた実施校数の順次拡大

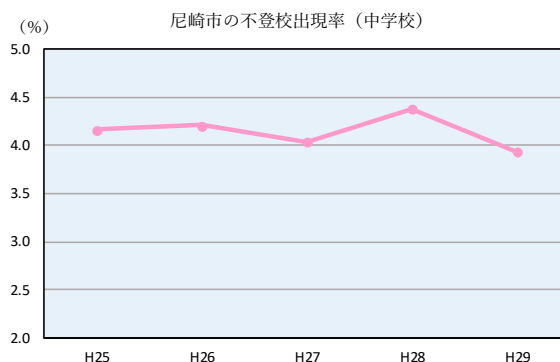
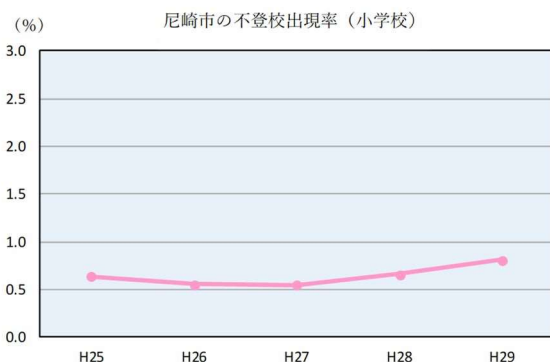
(4) 計画期間内に実施を目指す取組

- ・ 様々な生徒指導上の課題に迅速かつきめ細かく対応するため、業務の再整理などによる生徒指導体制の強化の検討

5 不登校対策

1 これまでの成果と課題

- ・ 不登校児童生徒が、まずは家から出て過ごしたり、学習したりすることができる空間を確保するための「教育支援室」、身近な学習の場として、地域の生涯学習プラザ等を活用した「サテライト教室」、家から外に出ることが困難な児童生徒に対して大学生等のボランティアを派遣し、ふれあいを通じて自主性や社会性の伸長を援助する「ハートフルフレンド」など、多様な支援に取り組んでいます。
- ・ 全国的にも大きな課題となっている不登校について、本市においても、これまでからの取組に加え、平成 29 年度、平成 30 年度の 2 か年間の不登校対策重点校 4 校の指定などにより、支援が必要な児童生徒に早期に気づき支援するための施策や、不登校の児童生徒に対する学校以外の居場所、学びの場の提供といった支援策を探るために様々な検討を進めてきました。
- ・ 不登校の要因は、「学校における人間関係」、「あそび・非行」や「無気力」などが複雑に絡み合っていますが、中学校での不登校出現率が大幅に高くなっていることも含め、要因をこれまで以上に踏み込んで分析・把握し、適切な支援へとつなげていく必要があります。
- ・ また、児童生徒本人や家庭が困難を抱えている場合もあることから、子どもの育ち支援センターとの連携など、福祉的観点からの支援にも取り組んでいく必要があります。



《ほっとすてっぷ WEST》
令和元年度に新たに開設した
民間団体に運営委託する特色ある「教育支援室」



《ほっとすてっぷ EAST》
尼崎市が運営する「教育支援室」

2 今後の取組方針

(1) 将来の目指す姿

- ・ 人権意識や多様性が確保された学校環境を創ることにより、不登校にならないようにするための学校づくりを進めるとともに、不登校児童生徒の学校外の居場所、学習環境の確保や親への支援など、支援の充実を目指します。
- ・ 児童生徒が抱える困難は、内容も程度も様々であることから、それぞれのニーズに応えることができる支援策を講じ、児童生徒一人ひとりに寄り添った教育の実現を目指します。

(2) 近年の新たな取組

- ・ 児童生徒や家庭が抱える困難事案などに専門的かつ迅速に対応するため、担当課の設置など体制を整備
- ・ 「教育支援室」への ICT を活用した自学自習環境の整備
- ・ 新たに民間団体に運営委託する特色ある「教育支援室」の増設
- ・ 「サテライト教室」の運営時間拡大
- ・ 「ハートフルフレンド」の増員
- ・ 「指導要録上出席扱いとすることができる不登校児童生徒を対象とした民間施設の基準」の策定など、学校外の教育施設での学習を積極的に評価するための取組の推進
- ・ 児童生徒の適切な把握、校内や関係機関で情報共有し、状況に応じた組織的・計画的な支援につなげるための「スクリーニングリスト」の活用
- ・ 児童生徒の生活・対人・学習面での適応感を客観的に捉え、支援が必要な児童生徒の早期発見などのための「学校環境適応感尺度「アセス」」の実施
- ・ 不登校児童生徒の保護者を対象に、悩みや不安、体験談などの交流や情報交換の場としての「不登校の子どもをもつ親のつどい」の実施

(3) 計画期間の早期に実施を目指す取組

- ・ 福祉的観点からの支援の充実を踏まえたスクールソーシャルワーカーの増員
- ・ 子どもの育ち支援センターや地域の居場所など、福祉分野との一層の連携による、不登校児童生徒やその保護者に対する支援の充実

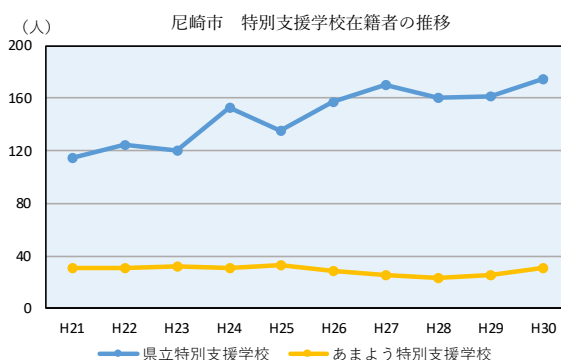
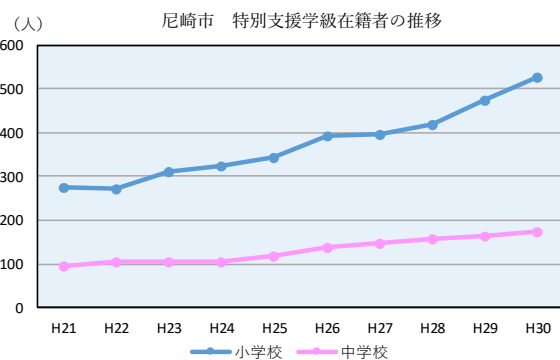
(4) 計画期間内に実施を目指す取組

- ・ 不登校児童生徒それぞれのニーズに応じた、特色ある「教育支援室」の増設

6 特別支援教育

1 これまでの成果と課題

- ・ 就学前教育においては、特別な支援を要する就学前児童が増加傾向にあることを踏まえ、全公立幼稚園に特設学級を設置、養護教諭を配置するとともに、臨床心理士の資格等を有する特別支援教育相談員の巡回指導などを実施し、特別支援教育の質的向上に努めています。
- ・ 小・中学校においては、学校生活支援教員を複数の小・中学校に配置し、通級による指導の充実に努めるとともに、教育支援員や特別支援ボランティアによる計画的なサポートを実施しています。
- ・ 高等学校においては、視覚的に課題のある生徒へのデジタル教科書等の使用、教室と医療機関をつないでの遠隔授業の実施など、個々の生徒の状態に応じた教育環境の提供に努めています。
- ・ 特別支援学校による巡回指導や関係機関との連携による地域支援体制の整備などに取り組んでいます。
- ・ これらの過程においては、保護者の同意のもと、児童生徒それぞれに応じた個別の教育支援計画を作成し、必要な支援や配慮を行うとともに適切に引継ぎ、成長段階に応じた継続的な支援に取り組んでいます。
- ・ 特別な支援を要する児童生徒数は、少子化の中においても年々増加していることから、国が示す「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」などを踏まえた、障害のある児童生徒が十分に支援を受けられるための合理的配慮の提供と、その基礎となる環境整備の充実に取り組む必要があります。
- ・ 平成 31 年 1 月には尼崎市立あまよう特別支援学校が市内へと移転しました。こうした機を捉え、兵庫県立の特別支援学校と合わせ、センター的機能を持つ特別支援学校との一層の連携強化に取り組む必要があります。



2 今後の取組方針

(1) 将来の目指す姿

- ・ 障害のある児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となる特別支援教育を目指します。
- ・ 障害のある児童生徒が十分に支援を受けられるための合理的配慮の提供と、その基礎となる環境整備の充実に取り組み、児童生徒の実態に応じて、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場で適切な教育を受けることができる特別支援教育を目指します。

(2) 近年の新たな取組

- ・ 教員の特別支援教育に係る専門性の向上を目指し、センター的機能を持つあまよう特別支援学校等を会場とした研修を実施
- ・ 子どもの育ち支援センターにおける発達相談支援と連携するとともに、学校園間で円滑に引継ぐことによる成長段階に応じた切れ目のない支援を実施

(3) 計画期間の早期に実施を目指す取組

- ・ インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育のあり方の検討などを行うための検討委員会の設置
- ・ 特別支援教育を推進するモデル校の設置
- ・ 特別支援教育のあり方などについて、学識経験者をはじめとする専門家によるアドバイス体制を構築

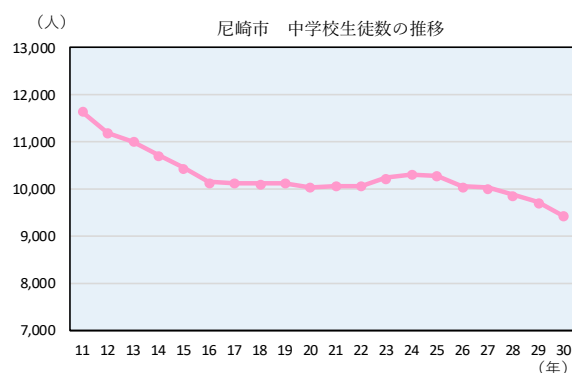
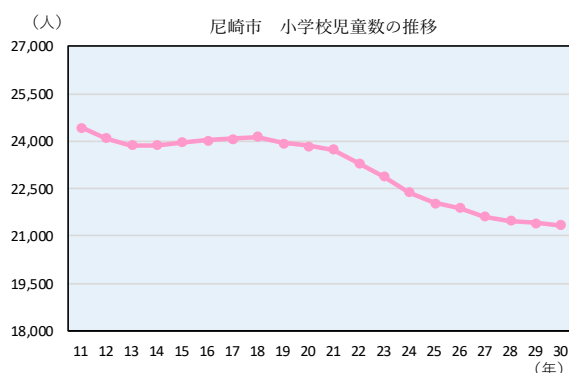
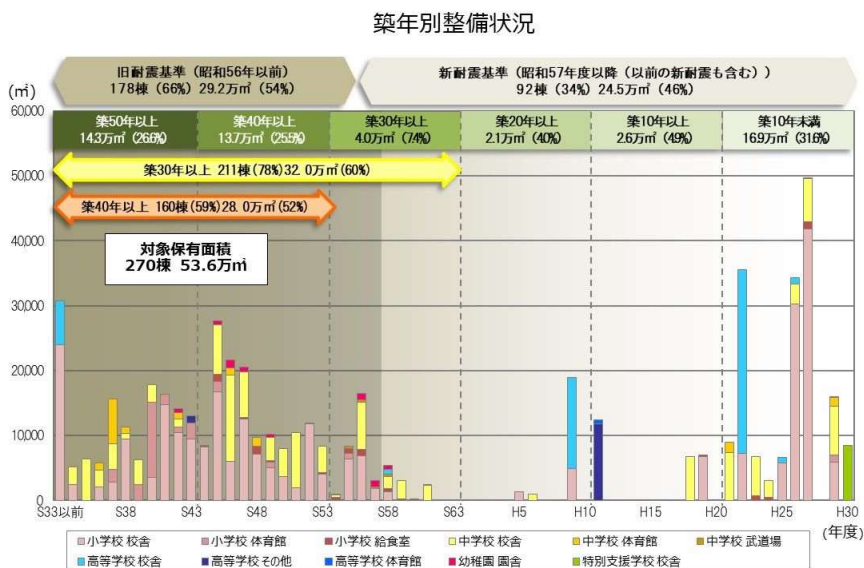
(4) 計画期間内に実施を目指す取組

- ・ 検討委員会での検討内容やモデル校での取組の成果を踏まえた、インクルーシブ教育システムの全市展開による、就学前段階からの切れ目のない支援の充実
- ・ 若手、中堅、管理職、学級担任、コーディネーターや指導主事など、それぞれの経験や立場に適した特別支援教育に係る研修体系の再構築
- ・ 尼崎市立あまよう特別支援学校や兵庫県立の特別支援学校、子どもの育ち支援センターや福祉部局など、施設や分野を超えた一層の連携による支援の充実

7 教育環境の整備

1 これまでの成果と課題

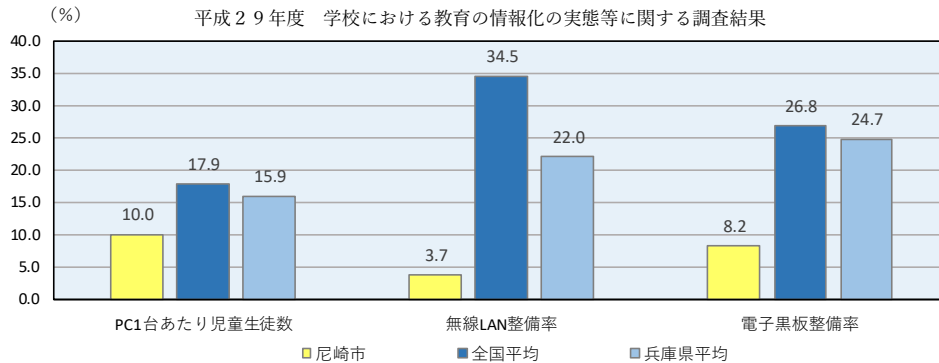
- これまで、総事業費約 427 億円の耐震化事業により、平成 30 年度末の耐震化率が 99.7%（成良中学校琴城分校の整備完了（令和 2 年度）で 100%）となったほか、暑さによる学習や健康への懸念の解消などのため、老朽化した空調機の更新も含めた全ての小・中学校の空調整備を完了、衛生的な洋式トイレの整備（ドライ化）を順次実施するなど、児童生徒が安全かつ安心して学ぶことができる良好な教育環境の整備に取り組んでいます。
- 学校園施設の建築年度をみると、建築後 30 年を経過している施設が約 78%となっており、今後、経費の縮減や平準化を図りながら維持管理を行う必要があります。
- 児童生徒数の推移をみると、全国的な傾向と同様に漸減傾向となっており、今後の施設の整備にあたっては、将来的に想定される余裕教室などの有効活用も併せて検討する必要があります。



- 食育は、心身の成長や人格の形成に大きな影響を与え、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となります。
- 中学校給食に対する保護者ニーズの高まりや全国的に実施が進んでいることを踏まえ、成長期にある生徒の心身の健全な発達及び食生活に対する正しい理解と望ましい食習慣を養うことを目指し、安全で安心な中学校給食の実施に向けて取組を進めています。
- 本市では、平成 21 年度に全ての幼稚園と小学校及び特別支援学校へ大型提示装置を導入するな

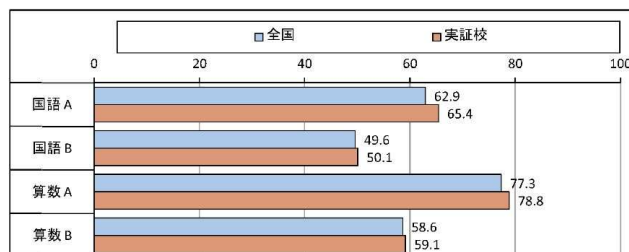
ど順次 ICT 環境を整備し、書画カメラの活用など児童生徒にとって分かりやすい授業の実施に努めてきました。

- しかしながら、厳しい財政状況の下、機器やネットワークシステムの更新が滞り、兵庫県や全国の平均と比べて整備が遅れるなど、ICT 教材の十分な活用が困難な状況にあります。



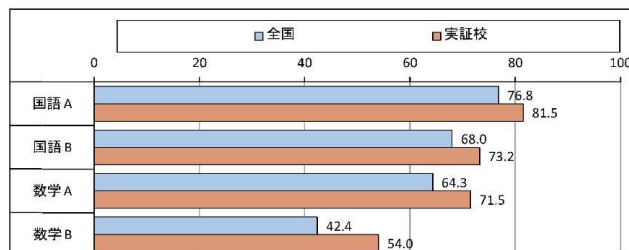
- 文部科学省が平成23年度から実施した、ICT を効果的に活用して、児童生徒たちが主体的に学習する「新たな学び」を創造する実証研究である「学びのイノベーション事業」では、平成25年度実施の全国学力・学習状況調査において、実証校が全国平均を上回っているといった結果が見られています。
- また、ICT を活用することにより、個々の児童生徒の学習状況に応じた学びの支援が可能になる、児童生徒の発言等を即時に整理し可視化することでより多くの児童生徒が授業に積極的に参加できる環境が整う、教員の校務の効率化が図られるなど、様々な効果が期待されます。

i) 小学校得点率



(A問題:主として知識に関する問題、B問題:主として活用に関する問題)

ii) 中学校得点率



(A問題:主として知識に関する問題、B問題:主として活用に関する問題)

出典：文部科学省 学びのイノベーション事業実証研究報告書

2 今後の取組方針

(1) 将来の目指す姿

- ・ 全市的な公共施設マネジメントの基本方針を踏まえた、学校園施設の適切な維持管理の取組を進めていきます。
- ・ 各学校園が児童生徒や地域のニーズに応じて、柔軟に教育環境の整備を行うことができるような環境づくりを進めていきます。
- ・ ICT が生活に不可欠となっている中で、学校教育においても積極的に ICT を活用しつつ、多くの情報の中から主体的に必要な情報を収集したり、自ら情報を発信したりすることができる「情報活用能力」の育成を図るなど、児童生徒がこれからの未来社会を生きるために不可欠な資質や能力が身に付けられる学習環境の実現を目指します。

(2) 近年の新たな取組

- ・ 国の補助制度を活用した幼稚園保育室への空調整備
- ・ 大阪府北部地震でのブロック塀の倒壊事故を受け、安全な通学環境の確保などを目的としたブロック塀の改修を実施
- ・ 非常変災時における臨時休業の判断基準についての方針の策定

(3) 計画期間の早期に実施を目指す取組

- ・ 今後の人口動向や中長期的な財政負担の見込みを踏まえ、児童生徒の安全等の確保やトータルコストの削減を図ることを目的として、学校園施設のマネジメントに係る計画を策定
- ・ 非常変災時において、より迅速に情報共有を図るための仕組みの構築
- ・ 安全な教育環境の確保に向け、熱中症計を全学校園へ配布し、「熱中症予防運動指針（尼崎市版）」と一体となった運用を実施
- ・ 各学校園における予算執行などに係る裁量範囲の拡大の検討及び家庭の教育費負担軽減に向けた取組の推進
- ・ 小学校・中学校等への校務用パソコンや大型提示装置、児童生徒用タブレット端末の配置をはじめとする ICT 環境の整備
- ・ 情報セキュリティ対策を講じることを前提とした、学校園の校務環境と学習環境の両面からの ICT 環境の整備、ICT 支援員の配置や ICT 利用ガイドライン策定などによる学校現場の ICT 活用促進

(4) 計画期間内に実施を目指す取組

- ・ 学校園施設のマネジメントに係る計画に基づく、優先順位を踏まえた計画的な施設修繕・更新の実施
- ・ 中学生の心身の健全な発達のため、おいしく栄養バランスの取れた中学校給食の実施
- ・ 中学校においても給食を生きた教材として活用した食育を推進
- ・ 会計の透明性確保、保護者の利便性向上などに向けた学校給食費の公会計化

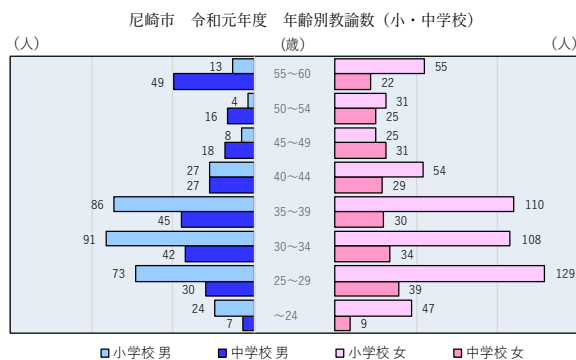
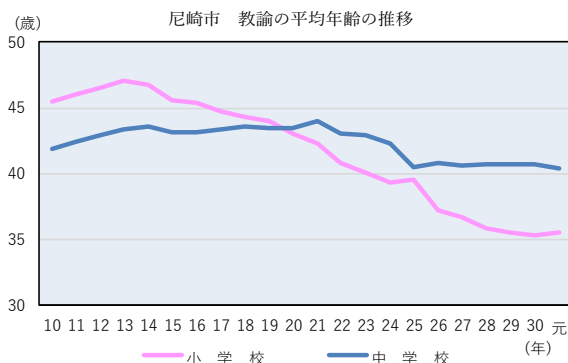
ⁱ 自然災害をはじめとする緊急事態が生じている時。

(このページは白紙です)

8 教員の育成・勤務環境の整備

1 これまでの成果と課題

- 近年の教員の大量退職、大量採用の影響等により、平均年齢の若年化が進行し、全国的に先輩教員から若手教員への知識・技能の伝承を図ることが難しい状況にあり、本市の小学校・中学校においても同様の課題を抱えています。



- また、幼稚園教員には公立施設としてのセンター的機能の発揮による私立施設も含めた就学前教育の質の向上や特別支援教育の充実が求められており、高等学校においては、少ない学校数に起因する教員組織の固定化などが課題となっています。
- こうした状況下において、教育現場を取り巻く様々な課題や、急速に変化する社会経済に適切に対応するため、一層の教員研修の充実などに取り組む必要があります。
- 昨今、教員の長時間勤務が課題となっています。教員は勤務時間中において、授業はもとより、より質の高い授業を行うための教材研究を含む授業準備、成績処理、さらにはいじめ等の対応をはじめとする生徒指導、不登校児童生徒への支援、部活動指導、行事の準備、保護者対応など様々な業務を行っています。
- 児童生徒を取り巻く教育環境が多様化する中で、必ずしも教員が担わなくてもよいと考えられる業務の軽減を図り、教員が児童生徒と向き合う時間を確保できるよう、働き方改革を進めていく必要があります。

教諭の平均的な勤務の状況(全国)

		小学校	中学校
定められている勤務開始・終了時刻		8:15~16:45	
出勤・退勤時刻の平均	(平均年齢 41.1歳)	7:30~19:01	7:27~19:19
1日当たりの学内勤務時間		11時間15分	11時間32分
教員の1年間あたりの有給休暇の平均取得日数		11.6日	8.8日

出典：文部科学省 教員勤務実態調査(平成28年度)の分析結果について

- 平成31年4月に発生した市立高等学校における体罰事案等を受けて設置された体罰根絶に向けた有識者会議からの意見も踏まえつつ、体罰のない学校園づくり、教員の意識改革などに取り組む必要があります。

2 今後の取組方針

(1) 将来の目指す姿

- ・ 社会が急速に変化し、学校園に求められる役割がますます多様化する中、教員一人ひとりのキャリアプランを踏まえた幅広い研修体系の構築による計画的な人材育成、バランスの取れた人事配置などに取り組みます。
- ・ 児童生徒一人ひとりに寄り添った教育に取り組むため、児童生徒と向き合う業務に一層注力することができる環境の整備を目指します。

(2) 近年の新たな取組

- ・ 内容を焦点化させ、バランスのとれた研修にするとともに、研修間の連携を図るため、事業ごとに実施してきた教職員向け研修を一本化
- ・ 学習プリントの印刷など、補助的業務を担う市費負担のスクール・サポート・スタッフを令和元年10月から全小学校及び特別支援学校に配置
- ・ 技術指導や大会への引率等を単独で担うことができる部活動指導員をモデル校に導入

(3) 計画期間の早期に実施を目指す取組

- ・ あまっ子ステップ・アップ調査結果から自校の傾向などの分析に取り組むための研修の実施
- ・ 全小学校及び特別支援学校へのスクール・サポート・スタッフ配置の成果と課題を踏まえた配置時間の拡大や全中学校へ配置の検討
- ・ 部活動指導員のモデル校配置の成果と課題を踏まえた配置拡大などの検討
- ・ 市全体または学校園で実施している行事などについて、教員の働き方改革と児童生徒の負担軽減の観点から、必要性・有効性・効率性などを改めて検証した上での抜本的な見直し
- ・ 教員と事務職員が一体となって学校運営にあたるための勤務環境の整備・見直し
- ・ 体罰根絶に向けた有識者会議からの提言を受けた再発防止策の徹底

(4) 計画期間内に実施を目指す取組

- ・ あまっ子ステップアップ調査結果の分析から見える各学校の傾向などを踏まえた研修カリキュラムの再構築
- ・ 就学前教育、学力・体力向上、道徳教育、特別支援教育など、児童生徒の成長過程を踏まえ、系統立てた研修体系へ再構築
- ・ 組織の活性化に向けた県立高等学校や他市の市立高等学校との人事交流の活性化の検討
- ・ ICT 環境整備における校務系システム更新による教員の校務効率化、勤務時間の可視化による働き方改革に向けた意識啓発
- ・ 教員の負担軽減などに向けた学校給食費の公会計化

9 学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実

1 これまでの成果と課題

- ・ 地域全体で子どもの成長を支える体制を整えるため、地域学校協働本部の設置校数拡大に取り組み、平成31年4月現在で小学校36校の設置に至っています。(令和2年度当初に全小学校へ設置見込み)
- ・ 学校管理職、コーディネーター、地域振興センター職員を対象とする研修会・交流会を実施するほか、活動の手引書を作成するなど、地域学校協働活動が継続的・発展的に展開されるよう取組を進めています。



長洲小学校地域学校協働活動 「かけっこ教室」

- ・ 地域学校協働活動では、昔遊び、稲刈り体験や防災教室など様々な活動や学習を、学校を核として地域と学校が連携・協働して一体となって取り組むことにより、未来を担う子どもたちに豊かな学びや経験を提供することにつながっています。
- ・ 今後、地域学校協働活動を一層有効に展開していくためには、学校管理職にとどまらず、教職員全体への制度の浸透に取り組み、これまで以上に地域との連携を深めていく必要があります。
- ・ 人権を身近な問題として捉え、正しい理解を深め、人権意識の向上を図るため、市民主体のグループによる継続した相互学習を実施し、学びの成果を家庭や地域に還元し学びを通して市民がつながる活動を展開しています。
- ・ しかしながら、共働き家庭が増加するなど、保護者を主体とするグループの活動継続が困難な状況になってきており、持続可能な活動とするための支援が求められています。
- ・ 青少年健全育成や非行防止に向けては、少年補導委員とともに、「愛の一声運動」の実施、学校園や家庭、地域社会、関係機関との情報交換、市民啓発などに取り組んでいます。
- ・ 近年では、SNS やチャットアプリの利用が増えトラブルも多発しており、多様化する非行を防止するためには、学校園・家庭・地域社会・関係機関との一層の連携が求められます。
- ・ 令和元年度から、公民館と地区会館は生涯学習プラザとなり、生涯学習の拠点として、その推進を図るとともに、学びをきっかけとして、地域における課題解決等の活動を促進することができるよう取組を進めています。
- ・ 子どもたちの豊かな育ちを支えるための活動や市民のより良い地域生活を推進する活動を行う団体との連携や支援に引き続き取り組むとともに、新たに設置された生涯学習プラザにおける活動、尼崎大学、みんなのサマーセミナーといった取組との連携により、学びと活動が循環するまちづくりを推進していく必要があります。

2 今後の取組方針

(1) 将来の目指す姿

- ・ 地域学校協働活動を、地域全体の新しい人づくり、つながりづくりの機会として捉え、子どもに関わる活動への多様な地域住民の参画や子どもたちの地域への関わりをきっかけとし、地域づくりに関する新たな課題に対応する学びの活動の輪が広がり、循環する仕組みづくりを目指します。
- ・ 社会教育の強みを活かし、あらゆる市民それぞれに適した学びを通じ、人づくり、つながりづくり、地域づくりを推進します。

(2) 近年の新たな取組

- ・ 青少年愛護担当を教育委員会へ移管し、地域ぐるみの青少年の健全育成推進に向けて、学校と連携を密にしたきめ細かい対応を推進
- ・ スクールサポーター制度の運営を開始するとともに、新たなボランティア人材の発掘のため地域振興センターと連携を推進

(3) 計画期間の早期に実施を目指す取組

- ・ 地域学校協働活動を教職員や地域に浸透させ、一層充実したものとなることを目的とした、研修や市政出前講座の実施、PTA 向け学習会などの充実
- ・ 学校と地域との連携・協働をさらに推進し「地域とともにある学校づくり」を実現するため、モデル校における「コミュニティ・スクール」の導入
- ・ 人権教育小集団学習などの学びの活動を持続可能なものとするため、活動のきっかけづくりをはじめとする教育委員会事務局によるサポートを充実

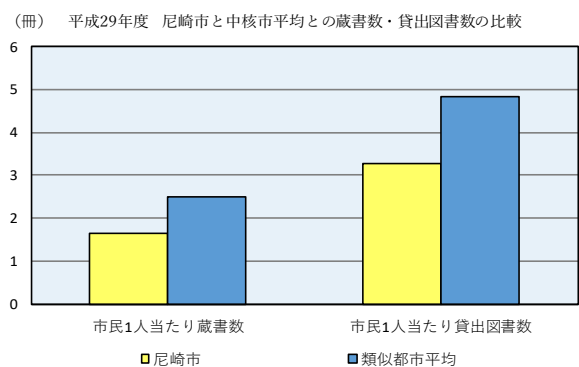
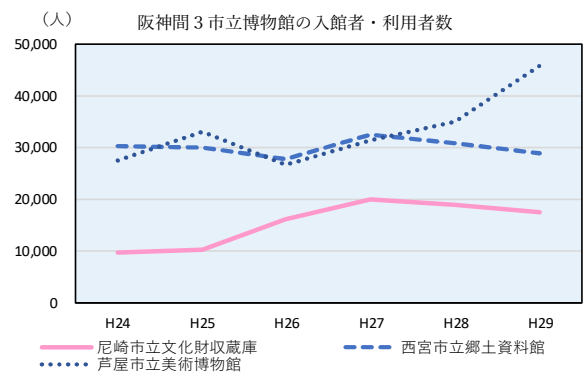
(4) 計画期間内に実施を目指す取組

- ・ 「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けた地域と一体となった活動の充実
- ・ 小学校以外の学校における地域学校協働活動の検討、及びコミュニティ・スクール導入校の拡大に向けた検討
- ・ 生涯学習の推進に向け、教育委員会と市長部局の連携を一層強化するための取組の検討

10 文化・教養・スポーツ施設を活用した教育の提供

1 これまでの成果と課題

- ・ 尼崎にゆかりのある歴史資料等の保存・展示、ボランティアや市民グループ等と連携した市民が歴史や文化財に触れる機会の提供など、文化財や郷土文化に対する関心を高め、シビックプライド（地域への誇りや愛着）を醸成する取組を進めています。
- ・ 学校教育との連携による児童生徒の学習機会の提供として、文化財収蔵庫での歴史学習や学芸員の出張授業に取り組んできたこともあり、文化財収蔵庫の入館者数は増加傾向にあります。
- ・ しかしながら、近隣同種の施設に比べると入館者数はまだ少ないことから、令和2年10月の新博物館開館を契機としてこれまで以上に、新博物館の魅力向上、文化財や郷土文化への関心の向上に努める必要があります。
- ・ 市立図書館では、プレママと赤ちゃんのための絵本読み聞かせなど、ボランティアとの協働による児童対象の行事や、尼崎城に関連する様々な機関・講師と連携した読書推進に資する行事など、読書意欲の向上に向けた様々な取組を進めています。
- ・ 市民1人当たりの貸出図書数が類似中核市平均と比べて少なくなっていることなどから、市民の文化・教養の高揚、児童生徒の本や新聞を読む習慣の定着のため、図書に親しむ機会の創出に一層努める必要があります。
- ・ スポーツと触れ合う機会の創出のため、スポーツ振興事業団や体育協会等のスポーツ団体と連携・協力し、全国大会等の誘致や各種スポーツ大会・教室の実施などに取り組んでいます。
- ・ 成人の週1回以上のスポーツ実施率は着実に増加していますが、子どもの体力・運動能力は、依然として国や県と比べて低くなっています。



2 今後の取組方針

(1) 将来の目指す姿

- ・ まちの魅力向上やシビックプライドの醸成、学ぶ機会の創出、生涯を通して学び、スポーツに親しめる環境づくりといった、社会教育に係る事業や施設の効用を最大限に活かします。
- ・ 市民の学び・活動を支える施設として、生涯を通じて健康で生きがいを持って暮らすための学習ニーズに応じていくため、地域の歴史、読書、スポーツに親しむ機会の提供の充実に取り組みます。

(2) 近年の新たな取組

- ・ 読書の推進、シビックプライドの醸成を促進するため、市立図書館開館 100 周年記念事業を実施
- ・ 青少年の健全な育成と福祉の増進を図る尼崎市立ユース交流センター内に青少年向けの図書を充実させた配本所を設置

(3) 計画期間の早期に実施を目指す取組

- ・ 令和 2 年 10 月開館予定の新博物館に合わせた魅力あふれる常設展示の構築、開館記念特別展や企画展の積極的な展開
- ・ 市民とともに歩む博物館に向け、市民ボランティアの養成や市民団体と連携した活動など、まちづくりの活動にもつながる取組の推進
- ・ 自習等の利用から本の貸出利用へとつなげる導線など、若年層が市立図書館を気軽に利用できる仕組みの構築
- ・ 東京オリンピック・パラリンピックやワールドマスターズゲームズ関西など、大規模国際大会を契機としたスポーツ活動の更なる推進
- ・ 誰もがスポーツに参画できる生きがい・健康づくりの場となる、(仮称)健康ふれあい体育館(地区体育館と老人福祉センターの複合機能を有する施設)の整備

(4) 計画期間内に実施を目指す取組

- ・ 新博物館と尼崎城、中央図書館の連携による都市魅力の向上と交流人口の増加に向けた歴史文化資産を活かす取組の推進
- ・ 図書館司書や図書ボランティア向け研修の実施、市内の教育機関との連携、レファレンス機能の強化など、多様な人々の情報・交流拠点としての市立図書館の役割強化に向けた検討
- ・ 別途策定する「尼崎市スポーツ推進計画」に基づく、スポーツ施設の利便性の向上やニーズに合ったスポーツプログラムの提供などによる、地域スポーツ環境のさらなる充実

(このページは白紙です)

資料編

尼崎市教育振興基本計画懇話会要綱

(この要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、尼崎市教育振興基本計画懇話会（以下「懇話会」という。）の設置、組織及び運営について必要な事項を定める。

(設置)

第2条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく本市の教育振興基本計画の策定に関して必要な意見聴取を行うため、懇話会を設置する。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から令和2年3月31日までとする。

(召集)

第5条 懇話会は、教育委員会が招集する。

(座長)

第6条 円滑な進行のため懇話会には、委員の互選により司会として会議の進行を担う座長を置く。

(意見の聴取等)

第7条 懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、教育委員会事務局管理部企画管理課（教育振興基本計画担当）において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、教育委員会が懇話会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月19日から施行する。

尼崎市教育振興基本計画懇話会委員名簿

所属等	氏名	備考
兵庫教育大学大学院 発達障害支援実践コース 准教授	石橋 由紀子	
同志社女子大学 現代社会学部 教授	埋橋 玲子	
尼崎市 PTA 連合会 副会長	岡村 泰玄	
兵庫教育大学大学院 学校経営コース 准教授	川上 泰彦	
尼崎市立園田幼稚園 園長	川口 祐子	
尼崎市立尼崎双星高等学校 校長	谷 清隆	
尼崎市立立花小学校 校長	橋本 悦明	
園田学園女子大学 人間健康学部 教授	堀田 博史	座長
尼崎市立大庄北中学校 校長	増田 裕一	
関西国際大学 教育学部 准教授	山本 秀樹	

50音順、敬称略

策定経過

日程	事項	主な内容
令和元年5月27日	教育委員会	・新たな尼崎市教育振興基本計画の策定について
令和元年6月17日	第1回尼崎市教育振興基本計画懇話会	・委員の委嘱 ・計画のたたき台に係る協議・意見交換
令和元年7月29日	第2回尼崎市教育振興基本計画懇話会	・計画（議論のたたき台）に係る協議・意見交換
令和元年8月21日	尼崎市教育振興基本計画関係者ミーティング	・育てたい人材像、重点を置くべき教育分野、行うべき教育政策に係るワークショップ
令和元年9月5日	第3回尼崎市教育振興基本計画懇話会	・計画（議論のたたき台）に係る協議・意見交換
令和元年10月7日	第4回尼崎市教育振興基本計画懇話会	・計画（議論のたたき台）に係る協議・意見交換
令和元年11月18日	第5回尼崎市教育振興基本計画懇話会	・計画（素案）に係る協議・意見交換
令和元年11月25日	教育委員会	・尼崎市教育振興基本計画（素案）について
令和元年12月20日 ～令和2年1月14日	市民意見公募手続の実施	・計画（素案）に対する市民意見公募
令和2年2月13日	第6回尼崎市教育振興基本計画懇話会	・市民意見公募手続の結果報告 ・計画（案）に係る協議・意見交換
令和2年2月25日	教育委員会	・尼崎市教育振興基本計画（案）について

(このページは白紙です)

尼崎市教育振興基本計画

発行 令和2年3月

編集・発行 尼崎市教育委員会

〒660-0024

兵庫県尼崎市三反田町 1-1-1

電話 06-4950-5657 FAX 06-4950-5658

